



金融商品取引法等の改正に伴う労働基準法施行規則の一部改正について（報告事項）

金融商品取引法の改正に伴う労働基準法施行規則の整備

- 賃金の通貨払いの原則に対する例外として認められる方法の一つとして、労働基準法施行規則（以下「労基則」という。）第7条の2第1項第2号において、証券会社（第一種金融商品取引業を行う者）の総合口座への払込みが規定されている。
- 金融商品取引法の改正により第一種金融商品取引業を行う者に新たな区分（非上場有価証券特例仲介等業者）が設けられるが、これはプロ投資家を対象としたものであり、労基則第7条の2第1項第2号に規定する第一種金融商品取引業を行う者の**範囲を従前のおりとするため**、同号に規定する第一種金融商品取引業を行う者から非上場有価証券特例仲介等業者を除く改正を行う。

金融商品取引法改正前

第一種金融商品取引業を行う者
特例①：第一種少額電子募集取扱業者



金融商品取引法改正後

第一種金融商品取引業を行う者
特例①：第一種少額電子募集取扱業者
〈新設〉特例②：非上場有価証券特例仲介等業者

※公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（令和7年5月21日まで）に施行



労基則において賃金の払込みが認められる金融商品取引業者の範囲

非上場有価証券特例仲介等業者について

- プロ投資家（※1）を対象とした非上場有価証券の仲介業務に特化した業者である
- 現行、労基則において賃金の払込みが認められていない「第一種少額電子募集取扱業者」（※2）と同様、通常の第一種金融商品取引業を行う者に課される要件のうち、自己資本規制比率等が緩和（通常の第一種金融商品取引業を行う者には120%以上を保つことが課されているが、非上場有価証券特例仲介等業者は免除）されている
- 非上場有価証券特例仲介等業者への金銭の預託は、預託から1週間以内に行う非上場有価証券の売買による取引の決済のために必要なものに限られる

（※1）有価証券の残高が10億円以上であり、かつ、口座開設後1年以上経過している個人など

（※2）第一種少額電子募集取扱業者とは、非上場株式の募集又は私募の取扱いにより、インターネットを通じて、多くの人から少額ずつ資金を集める仕組み（いわゆる株式投資型クラウドファンディング業務）のみを行う者として登録を受けた金融商品取引業者のこと。

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案の概要

我が国資本市場の活性化に向けて、資産運用の高度化・多様化及び企業と投資家の対話の促進を図りつつ、市場の透明性・公正性を確保するため、「投資運用業」、「大量保有報告」、「公開買付」等に関する制度を整備

資産運用の高度化・多様化

新規参入促進を通じた資産運用の高度化・多様化によって、家計を含む投資家へのリターンや企業価値の向上、スタートアップの活性化を図るため、以下の取組を実施

投資運用業者の参入促進

- 投資運用業者からミドル・バックオフィス業務(法令遵守、計理等)を受託する事業者の任意の登録制度を創設。当該登録業者に業務を委託する投資運用業者の登録要件(人的構成)を緩和
- 分業化が進む欧米と同様に、投資運用業者がファンド運営機能(企画・立案)に特化し、様々な運用業者へ運用(投資実行)を委託できるよう、運用(投資実行)権限の全部委託を可能とする

非上場有価証券の流通活性化

- スタートアップ等が発行する非上場有価証券の仲介業務への新規参入を促進し、その流通を活性化させるため、非上場有価証券について、
 - ・ プロ投資家(特定投資家)を対象とし、原則として金銭等の預託を受けない場合は、**第一種金融商品取引業の登録要件を緩和**
 - ・ **私設取引システム(PTS)**(注)について、取引規模が限定的な場合は、**認可を要せず**、第一種金融商品取引業の**登録により運営可能**とする
- (注)PTS(Proprietary Trading System)とは、電子的技術を活用して取引の仲介サービスを提供する取引システム

企業と投資家の建設的な対話の促進

企業と投資家の建設的な対話の促進によって、中長期的な企業価値の向上を促すため、以下の取組を実施

大量保有報告制度の対象明確化

大量保有報告制度:発行済株式数の5%を超えて上場株式等を保有する場合に開示を求めるもの

- 保有割合の合算対象となる「**共同保有者**」の範囲を明確化(企業支配権等に関しない機関投資家間の継続的でない合意を適用除外として明記)

資本市場の透明性・公正性の確保

資本市場の一層の透明性・公正性を確保すべく、以下の取組を実施

公開買付制度の対象取引の拡大

公開買付制度:一定割合を超える上場株式等の買付けに対し、事前の買付目的等の開示を求め、全株主に平等な売却機会を与えるもの

- 市場外取引だけでなく、**市場内取引(立会内)**も適用対象とする
- **公開買付を要する所有割合**を議決権の3分の1から**30%に引下げ**

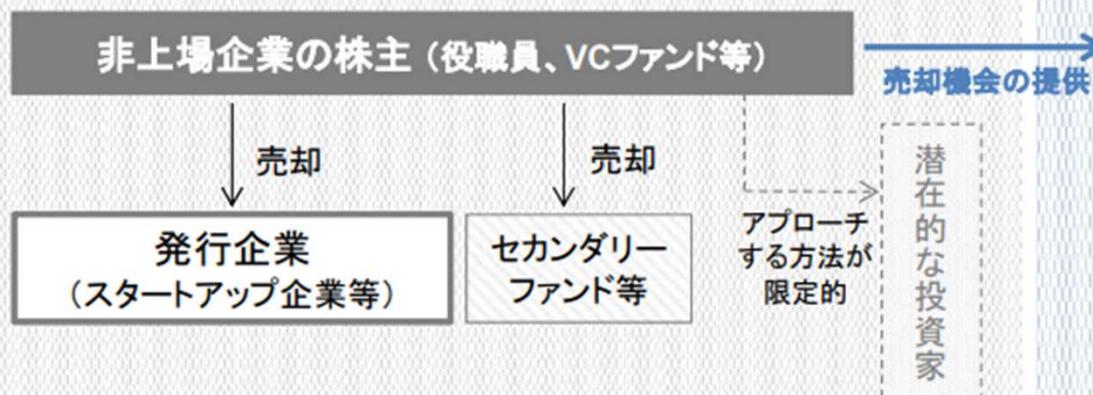
非上場有価証券の流通活性化

□ 非上場有価証券の仲介業務の参入要件を緩和し、非上場有価証券の流通を活性化

課題と対応

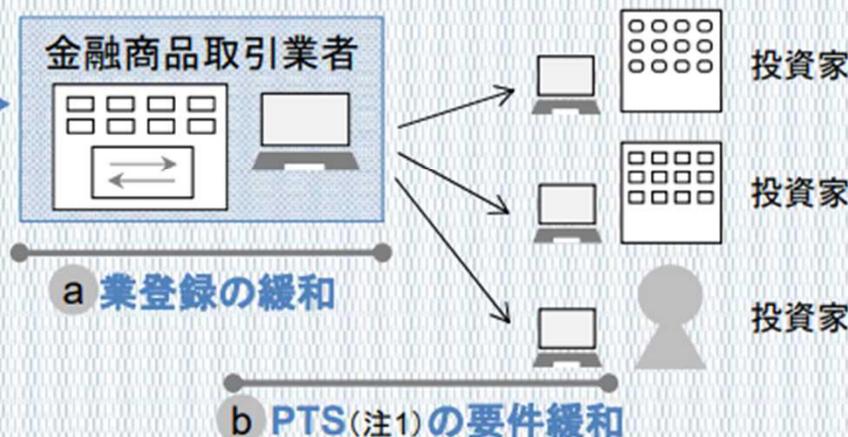
課題

- 現状、非上場株式の売却は限定的
(潜在的な投資家にアプローチできず、換金が容易でない)
⇒ 換金のために小粒上場を行い、その後の成長停滞の原因となっているとの指摘



対応

- 非上場株式の仲介業務を行う事業者の参入を促進し、株主に売却・換金の機会を提供



改正事項

a 非上場有価証券の仲介業者の登録要件緩和

- プロ投資家(特定投資家)を対象(注2)として、非上場有価証券の仲介業務に特化し、原則として有価証券や金銭の預託を受けない場合には、第一種金融商品取引業の登録要件等を緩和(資本金要件の引下げ(5000万円→例えば1000万円)[政令改正事項]、自己資本規制比率等)(注3)[改正金商法第29条の4の4等]
(注2)換金ニーズに応えるため、一般投資家も「売却」は可能
(注3)外国投資信託等を日本のプロ投資家に仲介する場合も対象とする

b 非上場有価証券の電子的な取引の仲介業務(PTS)の参入要件緩和

- 非上場有価証券の電子的な取引の場を提供する場合、取引規模が限定的なときは、PTSの認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能とする
- 現在の認可で求めている追加的な資本金要件(3億円)を課さないこととともに、システム要件(システムの二重化[監督指針改正事項])等を緩和(注4)
【改正金商法第30条第1項等】
(注4)取引の管理等に関する必要な規制は適用

(注1)PTS(Proprietary Trading System(私設取引システム))とは、電子的技術を活用して取引の仲介サービスを提供する取引システム